

## 第 4 回

# 富里市農業委員会議事録

平成 3 1 年 4 月 5 日（金）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第4回）

日 時 平成31年4月5日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 綿 貫 文 雄

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
  - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
追加日程第1 会長辞職の件  
追加日程第2 会長の選出  
追加日程第3 会長職務代理者の選出
  - 5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

出席委員（6名）

1番 篠原美恵子

3番 細野明

5番 森田孝子

2番 相川克義

4番 藤崎芳久

7番 伊井義則

欠席委員（2名）

6番 篠原茂美

8番 綿貫文雄

◎開 会

議 長 これより平成31年第4回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名中6名ですので、会議は成立しております。

(午後 3時29分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

篠原美恵子君、相川克義君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

篠原美恵子委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原美恵子委員。

篠原(美)委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

所有権移転1について、現地調査及び聞き取り調査の結果を報告いたします。

担当委員は藤崎職務代理、相川委員、そして私、篠原です。

概要は議案記載のとおりです。

審査会当日は、権利者、義務者双方の代理で、XXXXXXXXXXさんが出席をされました。

申請地は畑1筆78㎡です。申請の理由は、農作業場への進入路として使用したいとのことで、今回は農耕用通路のための土地交換です。

申請地は、消防署の信号を右折して500mほど進んだ右側にあり、耕作用通路として使用されておりました。

隣接地との境界も確定しております。

次に、権利者の経営状況ですが、農業経営者で田3,500㎡、畑 自己所有分16,846㎡と借入地20,346㎡、合わせて33,898㎡を耕作しております。

世帯員3名、従農3名、専業3名です。

農機具一式を保有しており、入手後は、大通りからの進入路として使用したいそうです。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

篠原美恵子委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

篠原美恵子委員。

篠原(美)委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

所有権移転2について、現地調査及び聞き取り調査の結果をご報告いたします。

担当委員は、所有権移転1と同じ藤崎職務代理、相川委員、そして私、篠原です。

審査会の出席者も所有権移転1と同じく篠塚陽次さんです。

概要は議案記載のとおりです。

申請地は、畑1筆192㎡です。

申請の理由は、耕作の利便性向上のため、耕作用通路として使用するための土地交換です。

申請地の場所ですが、消防署の信号を右折して300mほど進んだ右側で、きれいに耕されておりました。

隣接地との境界も確定しております。

権利者の営農状況ですが、田6,603㎡、畑13,301㎡を耕作しております。

世帯員3名、従農3名、専業3名で、農機具一式を保有しています。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

◎議案第2号

議長 日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。

所有権移転1について、現地調査及び聞き取り調査の結果についてご報告いたします。

担当委員は、細野委員、高須局長と私、森田です。

審査会当日は、権利者と義務者の代理人として、XXXXXXXXXXのXXXXXXXXXXさんが出席しました。関係は第三者です。

申請地番は、議案記載のとおりです。

農振除外関係は、平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の位置は、県立富里高校の北東50mぐらいに位置します。

農地区分は、第3種農地です。千葉県農地転用関係事務指針P28④(a) (ア)に該当します。

申請地の状況は農地で、違反ありません。

転用の用途は、デイサービス施設1棟、権利設定は所有権移転です。

転用の概要は、デイサービス施設を建設、送迎車3台、通所介護施設で18名ぐらいです。

土地選定理由は、静かで前面道路の広い土地を候補に選定したとのこと。申請地以外での利用可能な土地はありません。

進入路の確保もあります。隣接地との境界杭も確認しました。

資力についてですが、XXXXXXXXXX支店で、事業に必要な資金の契約書がついていました。総額より多いことを確認しました。

過去の転用許可はなし、第三者の権利もありません。

工期については、許可後から10月31日まで6か月とのこと。

他法令の申請状況は、都市計画法関連は提出済み、平成30年12月19日。開発協定書は見込

み。道路法関連は決定、平成31年3月22日。下水道許可、流入許可済み、平成31年3月22日。

事業区域内に農地以外の土地はなし。転用面積は適当、転用目的も適合しています。

周辺地権者への説明はありで、意見はないとのこと。

土砂等の流出対策は、敷地周囲に塀ブロック等設置するそうです。

土砂の搬入計画はありません。

工事期間中の防災計画は、ガードマンをいれて工事に当たるとのこと。

ガス・粉じん等の発生状況はないそうです。

排水計画は、雨水の処理は宅地内浸透、雑排水は下水道接続、流末の確保は側溝、流末管理者協議は協議済み。

日照、通風等による支障はないそうです。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、使用貸借権設定1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

相川委員。

相川委員 農地法第5条使用貸借権設定1について、現地調査及び聞き取り調査の結果を報告いたします。

担当委員は、藤崎職務代理、篠原美恵子委員と私、相川です。

概要は議案のとおりです。

審査会当日は、権利者 ■■■■■さんは欠席、代理人として ■■■■■さんが、

委任状を持参のうえ出席しました。義務者は本人が出席し、夫も同席しました。

申請地は、両国十字路を三里塚方面に向かい、「農家の店にんじん」の先を右折し300mほど進んだ左側に位置します。

農振農用地以外の農地であって、第1種農地と判断します。第1種農地は原則として許可することのできない農地ですが、農地法施行規則第33条第4号に該当する集落の出身者の分家住宅のため不許可の例外に該当します。

選定理由は、実家と隣接しており、将来親と一緒に農業をするのに便利である。現在は作付けしていないがきれいに管理されておりました。

進入路については、市道に接しています。

農振除外は、平成31年2月4日に除外済みです。

転用用途は、宅地で分家住宅1棟です。

工期は、許可後令和元年6月1日から10月31日までの5か月間。

都市計画課とは協議中です。

周囲をブロックで3段積みすることにより、土砂及び雨水の流出を防ぎます。

資力についてですが、事業に必要な資金を上回る額の融資を受けられます。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

議 長 ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

### ◎議案第3号

議 長 日程第4、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。



事務局

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、3月25日付にて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の6ページに3年、新規、畑3筆、14,438㎡、次第の7ページに6年、新規、畑1筆、3,732㎡、次第の8ページに10年、新規、畑3筆、7,172㎡。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案どおり決定されました。

以上で、審議案件は終了しました。

しばらく休憩します。

(午後 3時44分)

---

(午後 3時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長、綿貫文雄君から会長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

会長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◎追加日程第1 会長辞職の件

議長 追加日程第1、会長辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長

事務局長 (朗読)

辞職願

一身上の都合により富里市農業委員課員会長の職を辞したいので申し出ます。

平成31年4月5日

富里市農業委員会 職務代理者 藤崎芳久様

富里市農業委員会会長 綿貫文雄

以上です。

議長 これより本件を採決します。

綿貫文雄君の会長の辞職を許可することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、綿貫文雄君の会長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま綿貫文雄君の会長辞職により、会長が欠員となりました。

お諮りします。

会長の選出を日程に追加し、追加日程第2として互選を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会長の選出を日程に追加し、追加日程第2として互選を行うことに決定しました。

---

◎追加日程第2 会長の選出

議 長 互選の方法についていかがいたしましょうか。

(「推薦」と呼ぶ者あり)

ただいま、推薦により決定すべきという声がありました。

お諮りします。

会長の選出については、推薦による互選とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会長の選出については推薦による互選と決定しました。

それでは、会長とすべき者を御推薦ください。

(「会長職務代理者 藤崎委員」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

ただいま、わたくし藤崎が推薦されましたが、会長と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、わたくし藤崎が富里市農業委員会会長に決定しました。

(新会長 あいさつ)

藤崎会長 それでは一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま御紹介にあずかりました藤崎です。

このたび、委員の皆様の総意を得まして会長の大役を仰せつかりました。

前任の綿貫会長が、一身上の都合により退任されました。その後を務めますので皆様方の御支援、御協力をよろしく願いしまして、あいさつを終わります。

よろしく申し上げます。

(拍手)

ただいま、わたくし藤崎の会長就任により、会長職務代理者が欠員となりました。

お諮りします。

会長職務代理者の選出を日程に追加し、追加日程第3として互選を行いたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会長職務代理者の選出を日程に追加し、追加日程第3として互選を行うことに決定しました。

---

◎追加日程第3 会長職務代理者の選出

議 長 互選の方法についていかがいたしましょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

ただいま、指名推選により決定すべきという声がありました。

お諮りします。

会長職務代理者の互選については指名推選とし、被指名人の指名方法は、会長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会長において指名することに決定しました。

それでは、会長職務代理者に相川克義君を指名します。

これより本案を採決します。

ただいま、会長において指名しました相川克義君を会長職務代理者と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、相川 克義君が富里市農業委員会会長職務代理者に決定しました。

相川 克義君をご紹介します。自席であいさつをお願いします。

(新会長職務代理者 あいさつ)

相川会長職務代理者 ただいま、会長職務代理者に選ばれました相川でございます。微力でございますが、会長を補佐してやってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(拍手)

---

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。

次第の9ページに、2件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等ないので、了解いただきたいと存じます。

---

◎閉会

議長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会いたします。

(午後 3時52分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員